

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 30. 5. 30 第 196 回国会第 24 号

5 月 30 日（水）、第 24 回の委員会が開かれました。

1 厚生労働関係の基本施策に関する件

- ・加藤厚生労働大臣、田畑厚生労働大臣政務官及び政府参考人に対し質疑を行いました。

（質疑者及び主な質疑内容）

尾辻かな子君（立憲）

- ・日本年金機構が障害基礎年金の受給者約1,000人の支給停止を検討しているとの報道があるが、これは20歳前から障害がある成人を狙い撃ちしたものなのか。
- ・平成25年度労働時間等総合実態調査における二重集計の原因となった付表のコピーの混在は、どの段階でなぜ発生したのか。
- ・同調査において都道府県労働局が本省に送付した付表の中にコピーがどのくらい含まれているのかを調査すべきではないか。

初鹿明博君（立憲）

- ・5月25日の本委員会において厚生労働大臣が、同日の理事会に提出された平成25年度労働時間等総合実態調査に係る精査結果を元に訂正した労働政策審議会労働条件分科会資料の新旧対照表について事実と異なる答弁をする前に、確認すべきだったのではないか。
- ・同一の調査票を二重に集計した事例が発生したのは、同一の調査票の事業場名を変えて別の事業場のものとして集計したからではないか。

岡本充功君（国民）

- ・厚生労働省は、平成25年度労働時間等総合実態調査の精査結果の前後に差がないと言っているが、統計学的には標準誤差において有意な差があるのではないか。

- ・同調査の精査において、恣意的なデータの削除によって無作為調査の無作為性が失われた懸念があるが、適切な調査の実施について厚生労働大臣の見解を伺いたい。

山井和則君（国民）

- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者の時間外労働に相当する時間の上限が決められていないのはおかしいのではないか。
- ・高度プロフェッショナル制度の対象労働者の実労働時間の把握義務がないため、過労死した場合に労災認定を受けることが難しいのではないか。

高橋千鶴子君（共産）

- ・労使協定によって定められる時間外労働の延長時間は大臣告示で定める基準に近い時間に設定される傾向があること及び今回の改正に伴って短い時間を設定している事業場の延長時間が引き上げられる懸念があることに対する厚生労働大臣の認識を伺いたい。
- ・新技術、新商品等の研究開発の業務の定義が抽象的であるため、多くの労働者に高度プロフェッショナル制度を適用するための受け皿とされるのではないか。
- ・研究開発の業務は不確実性を伴い長時間労働とならざるを得ない側面があるため単純に成果だけで評価すべき分野ではないことを認めるべきではないか。